平成 24 年度統計法施行状況報告の事項別進捗状況 (統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備部分)

第2 公的統計の整備に監視総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備

⑴ 基幹統計の指定に関する基本的考え方

統計法においては、国の行政機関が作成する統計のうち、国民経済・国民生活、国の 政策決定に重要な役割を担い、公的統計の体系の根幹を成す重要性が特に高い統計を基 幹統計としている。

具体的には、法定されている国勢統計及び国民経済計算のほか、行政機関が作成し、次 のいずれかに該当するものとして、総務大臣が指定するものと統計法に規定されてお り、統計調査以外の方法により作成される統計についても、基幹統計として指定するこ が可能となっている。

- ① 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
- 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
- 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国 際比較を行う上において特に重要な統計

基幹統計の指定に当たっては、対象となるすべての領域に当てはまる共通の尺度を見 いだして固定的な判断基準を設けることは困難であるため、個別の具体的な事例に即し て判断する必要がある。

この個別判断に当たっての一般的な判断要素の例としては、以下のような観点が考え られる。

- ① 国民生活に関連する重要な構造統計又は動態統計
- 月例経済報告で利用されている統計
- 結果の利用が法令上規定されている統計
- 人や物の国際的な流れを水際でとらえる統計
- 国民経済計算や重要な加工統計の直接的な基礎データとなる統計
- 地方公共団体においても幅広く活用できる統計
- 国際連合で提唱されたSSDS (System of Social and Demographic Statistics) ≥基に総務省が整理している社会・人口統計体系に掲載されているデータの源泉となっ ている主要な統計
- 8 経済統計に関する国際条約等により作成義務のある統計
- 結果の利活用が調査・集計事項の一部にとどまらず、広範囲にわたっている統計

なお、個別判断に当たっては、基幹統計調査には報告義務が課されること、各分野の 全体像を表すような加工統計は、利用者にとっての利便性も高く、統計の体系的整備に 資することにも留意する必要がある。他方、業務統計に関しては、本来の行政手続の要 請やその円滑な実施を阻害することがないよう配慮する必要があり、業務統計の基幹統 計への指定や指定後の運用に際しては、このような業務統計の基本的な性格を十分に考 慮した上で判断する必要がある。

(2) 基幹統計の整備に関する方向性

基幹統計として整備する統計につい て整理した結果、全面改正前の旧統計 生に基づく指定統計のうち基幹統計に 移行するもののほか、新たに基幹統計 として整備する統計、将来の基幹統計 化について検討する統計は、別表のと おりである。

基幹統計として整備する統計の整理 は、上記の考え方を踏まえるととも こ、公的統計が国民にとって合理的な 意思決定を行うための基盤となる重要 な情報であるという統計法の理念の 下、利用者にとって、より使いやすい 統計を整備する観点から行い、例え ば、現在、各府省が分散的に整備して いる製造業の生産動態に関する統計の -本化や企業活動に係る包括的な統計 の構築の検討等を行うこととする。

(3) 国勢統計、国民経済計算、経済構造統計の重要性

統計法において、その重要性の高さにかんがみ基幹統計として規定されているのは、国勢統計 国民経済計算である。

国勢統計は、我が国の人口や世帯の姿を明らかにする最も基本的な統計であり、国勢調査の合 間の人口並びに将来の人口及び世帯数の推計の基礎数値や、議員定数、地方交付税・補助金の算 う確保していくかなど積極的に検討を進めていく必要がある。 出根拠など民主主義の基盤を成す情報を提供するとともに、個人や世帯を対象とする各種標本調 査の母集団情報として活用され、合理的な統計体系の整備に不可欠である。

国勢統計の基となる、我が国のすべての居住者を対象とする国勢調査については、近年、統計 調査を取り巻く環境の変化等により、その円滑な実施が困難となってきているため、国勢調査の「たっては、まず、関係府省において、産業ごとに異なる施策実施 意義について広く国民の理解を求めるなど、国勢調査の円滑な実施と調査結果の精度向上に向け 上の要請、多様な利用者のニーズ等に十分配慮して検討する必要 一層の努力を続ける必要がある。

国民経済計算は、経済・社会に関する基本的な統計として、公的統計の根幹を成しているもの であり、国の基本政策の立案及び決定に当たっての基礎資料となるほか、国際比較上重要な位置 けけがなされている。

また、この二つの基幹統計に準ずる重要な統計として、経済構造統計注3を挙げることができ 5。すべての事業所を対象とした経済センサスにより作成される経済構造統計は、我が国の全産 ┃済センサス‐活動調査の結果も踏まえ、経済産業省企業活動基本 |業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を明らかにするとともに、事業所及び企業を調 | 調査を中心に、既存の統計調査の再編・整理により、サービス産 査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報の充実に必要であるなど、産業関連統 業を含め市場経済全体の企業活動を把握する統計体系の構築を検 計の体系的整備の根幹を成す最も基本的な統計である。

加えて、経済構造統計は、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握することを通じ 、国民経済計算を始めとした諸統計の精度を向上させ、国民の様々な意思決定や政策決定に有┃は、まず、関係府省において、産業ごとに異なる施策実施上の要 用な情報を提供するものである。

平成21年度に実施する経済センサス-基礎調査については、既に実施内容は確定している。 方、平成23年度に実施する経済センサス - 活動調査については、国民経済計算の精度維持を図る との要請から、関係府省間で当初に合意した計画を変更せざるを得なかったことに伴い、調査を │○ 財務省は、関係府省や学識経験者等の意見を含め、1年程度 実施するための条件が相当程度悪化することとなるため、改めて企業会計事項などの調査事項の│をかけて、貿易統計を活用するに当たっての課題(企業の個別情 簡素化等を含めた調査の在り方について再検討を行う必要がある。

したがって、政府は、経済構造統計を作成する意義、必要性及びその重要性にかんがみ、地方 公共団体との連携を密にし、主要な関連統計調査との整合を図った上で、平成23年度に、可能な |限り充実した調査を実施するとともに、国民経済計算の推計等に調査結果を最大限に活用する。 また、平成28年を目途とする経済センサス-活動調査については、経済センサスの所期の目的 を達成し得るより充実した統計調査とするため、調査条件が最も良い時期に調査を実施すること と目指す。

関係府省は、特に以下の点について、今次基本計画期間中に一定の結論を得るよう取組を進め

- 経済構造統計の作成により達成すべき目標及び目標時期
- 経済構造統計と密接に関係する主要な産業関連統計との関係及び調査事項の在り方
- ③ 国民経済計算、産業連関表(基本表)等の加工統計と経済構造統計及び他の産業関連統計と)関係の在り方

【今後の施策の方向性についての基本的な考え方】 (平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告)

- サービス産業動向調査の基幹統計化に向けた検討に当た は、当調査の構造統計としての性格を持たせる方向で更に検討す べきか、第3次産業活動指数等への利用をも考慮して迅速性をど ○ また、サービス産業動向調査の基幹統計化が予定されている
- とを踏まえ、関連統計調査である経済産業省所管の特定サービ ス産業動態統計調査等との関係整理が必要である。関係整理に当 がある。
- 今後、経済活動を把握する際には、把握単位としての企業及 び企業グループが重要な役割を果たすこととなると思われるこ から、関係府省は、平成25年中頃に公表が予定される平成24年経 討することが望ましい
- なお、企業活動を把握する統計体系の構築の検討に当たって 請、多様な利用者のニーズ等に十分配慮して検討する必要があ
- 報の秘密保護の在り方、基幹統計化によってもたらされるメリッ ト・デメリット等)について具体的に検討する必要がある。

【別紙】(平成24年度 統計法施行状況報告)

N	No 項	1 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の 統計委員 会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・ 実施予定 等の別 平成25年度中の見込 み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
	基幹系 する紹 (2) <i>新</i> に向け	定統計から 統計に移行 統計の整備 充合(共管) けて検討す 全統計		省、農林水 産省、経済 産業省、国	期に所要の検 討を開始し、平 成25年度までに		 ○ 平成23年度に開催された、「生産動態統計の整備に関する検討会」 (平成22年2月に関係4省により設置)のワーキンググループにて取りまとめられた以下について、実施に向けた準備を行った。 [平成26年1月調査分より実施] ① 「生産」「出荷」「在庫」について各調査共通の調査事項と定め、その他主な調査事項の定義を統一。 ② 「生産」「出荷」「在庫」について各調査共通の集計様式を「生産動態統計(共通集計表)」として定め、eーStat上に掲載。 ③ 「生産動態統計(共通集計表)」とは別に、各調査における既存の集計結果は存続して公表。 	実施予定 からの「生産動態統計(共通集計表)」をe ー Statに掲載予定。	

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の 統計委員 会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・ 実施予定 等の別 平成25年度中の見込 み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
2	する統計の整備	【民間給与実態統計、地方公務員給与実態調査】 民間給与実態統計は、民間企業における年間の給与支給及び所得税の源泉徴収等の実態について給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に把握する統計であり、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等に不可欠な統計である。また、地方公務員与実態調査は、約300万人に及ぶ地方公務員の給与実態を把握する統計であり、地方公務員と国家公務員の給与に関する制度や運用の基礎資料として活用されるほか、地方財政計画の作成等に活用されており、地方行財政運営等に不可欠な統計である。		平成21年中に 結論を得る。	実施済は 妥当。	 ○ 民間給与実態統計を所管する財務省、地方公務員給与実態調査を 所管する総務省及び国家公務員給与等実態調査を所管する人事院の 協力を得て、三統計の整理を行った。 ○ 三統計については、今後とも、それぞれの調査によって作成される 別々の統計としての位置付けを維持することが合理的との結論を得た。 なお、この方針については、内閣府統計委員会における平成21年度 ○ 統計法施行状況審議でも、特段の指摘はなかった。 	実施済	
		これら二つの統計については、人事院が実施する国家公務員給与等実態調査と併せて、労働・雇用統計の体系的整備の観点から、総務省が関係府省の協力を得て、その位置付けに関して検討を行う。なお、この検討に当たっては、給与制度の変更等への対応に係る機動性の確保に留意する。また、これら三つの統計は、それぞれ対象や目的が異なっており、調査として統合することは適当ではなく、また、現状の調査・公表の時期を変更することが極めて困難であることに留意する。						
3		【船員労働統計】 船員労働統計は、船員が陸上労働者とは異なり、労働時間や休日等の労働環境について、労働基準法(昭和22年法律第49号)ではなく船員法(昭和22年法律第100号)が適用されるという特殊性を有していることから、こうした船員の報酬や雇用等の実態を把握する統計として、昭和32年以降作成されている。しかし、昨今、我が国の海運をめぐる状況は大きく変化しており、例えば、昭和49年には、約28万人であった船員数は、平成18年には、約8万人と大きく減少している。	総務省	平成21年中に 結論を得る。	次年度以降の新象と する。	 ○ 船員労働統計を所管する国土交通省、及び毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計を所管する厚生労働省の協力を得て、検討を行った。 ○ 船員労働統計については、従前同様、船員労働統計調査に基づいて作成される独立した統計として扱うことが、統計の内容としても明確であり、合理的であるとの結論を得た。なお、船員に関する統計と陸上労働者に関する統計の一体的な利用については、一定の対応がなされていると考えられる。 ○ なお、この方針については、内閣府統計委員会における平成21年度統計法施行状況審議でも、特段の指摘はなかった。 	実施済 —	
		他方、毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計など、労働の需要側(企業・事業所)の主要統計においては、現在、対象となる労働者から船員が除かれており、本統計が単純に欠落してしまうことは、統計の体系的整備の観点からは問題がある。 このため、労働・雇用統計の体系的整備の観点から、総務省は、関係府省の協力を得て、本統計の位置付けに関して検討を行う。						
4	(4) 基幹統計から除外する統計	【埋蔵鉱量統計】 本統計は、昭和25年8月に指定統計として指定され、平成16年から5年周期の調査として実施されてきているが、その重要性が低下してきていることから、今後、基幹統計調査として実施する必要性に乏しく、一般統計調査として実施することが適当である。	省	平成22年度以 降に到来する 調査の実施時 期までに措置す る。	-	○ 平成21年度まで基幹統計調査として実施。平成25年3月29日の告示を もって統計法第2条第4項第3号の規定による基幹統計の指定から解除 された。	実施済 一	
5	2 新たに基幹統 計として整備する 統計	【現在推計人口(加)】 現在推計人口は、国勢調査の合間の時点について、月別、年次 別に推計される人口統計であって、全国人口については、国勢統 計、人口動態調査、外国人統計及び国際人口移動統計を用いて、 都道府県別人口については、それらに加えて国内人口移動統計を 用いて作成される加工統計であり、各種政策を策定する上での基礎 データや(人口当たりの)統計指標の分母人口として活用されてい る。 なお、統計の体系的整備等の観点から、本統計を基幹統計とし て、外国人統計、人口移動統計等の関連する人口統計との連携や 精度の向上等を図る。	総務省	平成23年度までの整備に向けて、平成22年度から所要の準備を開始する。		○ 基本計画決定後に行われた住民基本台帳法改正に伴い、新たに外国 人住民の登録が平成24年7月以降順次行われるなど、人口推計の方法 等に関連する制度の変更がなされることから、その状況を踏まえつつ、 基幹統計化の検討を進めることとした。		
6		【産業連関表(基本表)(加)】 総務省始め10府省庁の共同作業として作成されている産業連関表(基本表)は、我が国の経済構造を明らかにする基礎的な統計と		次回産業連関表(基本表)の 整備に向けて、		○ 産業連関表の基幹統計としての指定について、産業連関表作成府省 庁(10府省庁)との協議(平成22年5月)が行われた後、統計委員会へ 諮問(平成22年5月)され、同委員会国民経済計算部会での審議を経	現時点で明言することは困難。	
	-	して、また生産波及効果等を分析する手段として、あるいは国民経済計算の基準改定や企業向けサービス価格指数等の基礎資料等として重要な役割を果たしている。	[a] 化	平成21年度から 所要の準備を 開始する。		て、同委員会からの答申(平成22年6月)を受けた。当該答申を踏まえ、 平成22年7月26日に産業連関表が基幹統計として指定され、その旨が 平成22年9月24日に総務省告示第345号により公示された。	date of	
7		【完全生命表/簡易生命表(加)】 国勢統計、人口動態調査及び現在推計人口を加工し、国民の生存、死亡、健康及び保健状況を集約的に示す指標として作成される加工統計であり、国内の医療及び保健政策の基礎資料として重要であるとともに、健康に関する国際比較指標としても用いられている。	省	平成22年度までの整備に向けて、平成21年度から所要の準備を開始する。	妥当。	 ○ 生命表(完全生命表及び簡易生命表)の基幹統計としての指定について、平成22年11月19日に統計委員会に諮問され、同委員会人口・社会統計部会による審議を経て、平成23年1月26日に統計委員会において基幹統計化を適当とする答申が採択された。その後、平成23年2月17日付けで基幹統計として指定され、同年3月2 ○ 日の総務省告示第70号により、その旨が公示された(平成23年度に公表するものから適用)。 	実施済	

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の 統計委員	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・ 実施予定	平成25年度中の見込 み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
8	統計	【社会保障給付費(加)】 ILOが国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて、社会保険、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度等の給付等に関する各種の統計を用いて作成される社会保障給付に関する最も基本的な統計であり、福祉・社会保障全般を総合的に示す指標として位置付けられる。福祉・社会保障に関する各種施策に活用されるほか、福祉・社会保障の分野で研究者等に広く利用されている。なお、統計の体系的整備等の観点から、本統計を基幹統計として、関連する各種業務統計等との連携や精度の向上等を図る。	厚生労働省	別表の第2の2 (3)及び(4)に掲 げられた課題の 検討状況を踏ま え、できるだけ 早期に整備す る。	会の評価	 社会保障給付費の基幹統計としての指定について、平成24年3月16 日に統計委員会に諮問され、平成24年4月20日に統計委員会において 基幹統計化を適当とする答申が採択された。 平成24年7月9日に、基幹統計としての指定の告示済み。 	等の別実施済	——————————————————————————————————————	
9		【鉱工業指数(加)】 鉱工業指数は、経済産業省生産動態統計調査の結果等を基に作成される加工統計であるが、我が国の鉱工業の生産、出荷、在庫に係る諸活動を表す重要な指標であり、また生産活動の基調判断、経済活動分析、生産動向や設備投資分析等にも広く利用されている。 基幹統計化に向けて、その範囲を指数系列のどこまでとするかについて検討する。		平成22年度ま での整備に向 けて、平成21年 度から所要の準 備を開始する。	実施済は 妥当。	 ○ 鉱工業指数の基幹統計としての指定について、平成22年11月19日に統計委員会に諮問され、同委員会産業統計部会による審議を経て、平成22年12月17日に統計委員会において、生産(付加価値額ウエイト)、出荷、在庫、在庫率、生産能力、稼働率の6系列の指数の基幹統計化を適当とする答申が採択された。 ○ その後、平成23年1月27日付けで基幹統計として指定され、同年2月9日の総務省告示第35号により、その旨が公示された(平成23年1月分の指数から適用)。 	実施済		
10	3 将来の基幹統 計化について検 討する統計	【サービス産業動向調査】 調査開始(平成20年7月から)以降3年程度をかけて、調査方法の 検討、蓄積したデータに基づいて推計方法、欠測値補完方法等の 検討を行った上で、基幹統計化について結論を得る。	総務省	平成23年度を 目途に結論を 得る。		○ 調査方法の検討、蓄積したデータに基づく推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った結果、平成25年1月以降の調査について、一部企業等調査を導入するなど見直しを行った。基幹統計化については当面見送り、見直し後の調査の状況等を踏まえて、引き続き検討することとしている。	実施可能	平成25年1月以降の 月次調査及び年次調 査を着実に実施し、 検討のた着実にある 検討の表情といく。 基幹統計化については、調査実績も踏まえて検討すべき事項 をあるため、このには、まない。 まない。 は、調査実にはいては、まないであるため、このいであるため、についてよるに対します。 は困難。	
11		【通信・放送産業基本調査、放送番組制作業実態調査】 経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に実施する。具体的には、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計 (仮称)の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信 業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信 業に関する企業活動の統計を整備する。	総務省	平成22年を目 途に実施する。	実施済は 妥当(一 部の み。)。	と連携し、平成22年度から情報通信業分野における企業活動を捉える	実施済 (一部)及 び実施可 能(一部)	基幹統計化については、引き続き検討。	
12		【貿易統計(業)】 貿易統計は、条約(経済統計に関する国際条約、議定書及び附属書並びに1928年12月14日にジュネーブで署名された経済統計に関する国際条約を改正する議定書及び附属書(昭和27年条約第19号))及び関税法(昭和29年法律第61号)第102条に基づき作成されている業務統計であるが、貿易の実態を把握し各国の外国貿易との比較を容易にすることにより、国の経済政策や私企業の経済活動の比較を容易にすることにより、国の経済政策や私企業の経済活動の上載礎資料を提供するものであり、物の動きを水際でとらえる統計として、極めて重要な役割を果たしている。一方、貿易統計の基礎となる輸出入申告については、貿易手続の円滑化の観点から、申告者の負担軽減を考慮した申告事項の削減や国際的統一化等に対応することが不可欠となっている。このため、貿易統計を基幹統計化することについては、このような本来業務への要請と両立し得るかという観点も含めて検討を行う。	財務省	平成21年度から 検討を開始す る。		 貿易統計の基礎となる輸出入申告については、貿易手続の円滑化の観点から、申告者の負担軽減を考慮した簡略化への取組が求められているところであり、統計作成の目的で申告項目の追加等の変更を行うことについて、輸出入者等からの理解を得ることは困難である。 一方、貿易統計の元データとなる輸出入申告書は、関税法で提出が義務づけられており、貿易統計の元データは100%の入手が担保されている。 以上を踏まえて検討を行った結果、貿易統計については基幹統計化のメリットを活用できる状況にはないと考えられることから、現状を維持することが適当との結論を得た。 	実施困難	_	
13		【食料品生産実態調査、油糧生産実績調査、米麦加工食品生産動態等統計調査】 上記1(2)の府省横断的な生産動態に関する統計(生産動態統計(仮称))を一つの基幹統計として整備し、その下で農林水産省所管の生産動態統計調査として再編を検討する中で、これら3調査を対象とすることついてその可能性を検討する。	農林水産 省	平成21年度早期に所要の検討を開始し、平成25年度までに結論を得る。		○ 上記1(2)の対応状況を踏まえ、油糧生産実績調査をe-Stat上への 掲載等の対象とすることについて、その可能性を検討する。 なお、食料品生産実態調査及び米麦加工食品生産動態等統計調査 については、民間が作成する統計を活用することとし、既に調査を廃止。	実施予定	上記1(2)の対応状況 を踏まえ、検討する。	

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の 統計委員	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・ 実施予定	平成25年度中の見込 み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
14	別紙 3 将来の基幹統 計化について検 討する統計	【エネルギー消費統計調査】 経済産業省特定業種石油等消費統計等との関係整理を行った上で、基幹統計化する方向で検討を行う。その際、基幹統計の範囲について併せて検討する。	省	平成23年度までに結論を得る。	会の評価	○ エネルギー消費統計調査については、有識者と省内関係課室職員による「エネルギー消費統計検討会」を開催し、問題点、課題等の整理を行い、国連報告データ(温室効果ガス排出量)の算出基礎となる「総合エネルギー統計」への組み込みに向け、調査票改正、調査対象事業所の見直し等データの精緻化を図った。今後は、エネルギー基本計画の見直しや、地球温暖化の諸外国情勢などの大きな情勢変化を踏まえつつ、算出基礎方法の変更時期を考慮しながら、引き続き基幹統計化について検討する。また、経済産業省特定石油等消費統計調査との関係整理については、調査実施体制の見直しを含めた検討を継続した。	等の別 実施可能	エネルギー消費統計 調査については、「年 ネルギー消費かとなる。 対している。 大諸課題についる会 証等を行い、総合の を種デークのは多合なが み込みに向けたデータの精緻化をデータの精緻化をデータの精緻化をデータの精緻化を また、経済消費統計 でし、引き続き検討 する。	
15		【第3次産業活動指数(加)】 一次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、基幹統計化を検討する。		平成24年度までに結論を得る。		 ○ 第3次産業活動指数(3次指数)の基幹統計化に向けた「3次指数の精度向上」については、速確差が比較的大きいデータ系列を中心に推計方法を検証するとともに、速報の公表を早期化するための試行運用を行うなど、精度向上等に向けた取組を実施した。 ○ 基幹統計化に向けては、今後、27年度に次回基準改定を予定しており、精度向上、ユーザー利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図ることとした。 	実施可能	○ 平成25年度からを 平成25年度からを 早期のからを 早期ののよう。24年度 引き続き、24年度の 引き続したをがより。 ででは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	
16		【産業連関表(延長表)(加)】 一次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、基幹統計化を検討する。		平成24年度までに結論を得る。		 延長表の基幹統計化に向けた「延長表の精度向上」については、前年度に引き続き、平成22年度に実施した有識者による調査研究や内部の勉強会で得られた情報を基に、サービス部門を中心に付加価値部門の推計について、推計方法の見直しを行うなど精度向上を図った。 基幹統計化に向けては、基幹統計の要件(統計法第2条第4項第3号)に照らし合わせ、延長産業連関表の基幹統計化に向けての現状整理を行った。 	実施可能	○ 度化件は延りに準算を表業平デ比が、 延向にの進長判も、でのとが成一較成経業としい。 長上向整心表断平の年の必12夕検77済連較実基は、のの度かを成日ででは12夕検77済連較実基け、 でのとが成一較成経業も追いに、 を大け理だのを成民産検め準理ができる追いに、 を大け理だのをが成民産検め準にが、 を大け理だのをが成日でのとが成一較成経業も追いに、 を大け理だのをが成日ででは、 を大け理だのをが成日ででは、 を大け理だのをが成日ででは、 でのとが成一をが成子では、 を大きででは、 を大きででである。 ととして、 ととして、 ととして、 とという。 と、 とととして、 とと、 の、にで、 にの、 にの、 にの、 にの、 にの、 にの、 にの、 にの	

No	項目	具体的な措置、方策等 担当府省	実施時期	昨年度の 統計委員 会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・ 実施予定 等の別	平成25年度中の見込 み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
17	別紙 3 将来の基幹統 計化について検 計する統計	する実態把握の向上等とともに、両調査の改善・充実を図る等により観光統計を体系的に整備することが必要であり、その過程で両調査の基幹統計化について検討する。	平成22年度までに結論を得る。		○ 都道府県統一基準については、平成21年12月に「観光入込客統計に関する共通基準」を策定し、平成22年度より運用を開始した。また、平成22年度には「訪日外国人消費動向調査」を開始し、外国人旅行者の把握の向上を図っている。 「宿泊旅行統計調査」については、平成22年度に従業者10人以上の宿泊施設を対象としていたものを全宿泊施設を対象とする調査に拡充、また「旅行・観光消費動向調査」についても調査対象数(7,500人→25,000人)を拡充する等の、改善・充実を図ってきたところである。平成24年度も「観光統計に関する検討会(国土交通省観光庁が設けた有識者の検討会)」において、両統計の更なる課題・改善策の検討を行った。具体的には「宿泊旅行統計調査」では、オンライン化の導入方策の検討、「旅行・観光消費動向調査」については、推計方法の改善策等の検討を行ったところ。平成25年度にも引き続き検討すべき課題(宿泊旅行統計調査:層化基準の変更の必要性等、旅行・観光消費動向調査:精度設計の変更の必要性等)があり、両統計について更なる検討が必要な状況であることから、現時点では、基幹統計化の検討を進めるべき状況にはないとの結論となった。		両調査について、現 時点では基幹統計化 の見通しがたってい ないため、まずは両 調査の利活用状況善 踏まえた更なる改善・ 充実に取り組む。	
18		【法人建物調査】 国土交通 密接な関係を有するため調査を同時に実施している法人土地基本統計と統合し、企業の不動産(土地及び建物)ストックを把握する 基幹統計とすることを検討する。	平成24年度までに結論を得る。		○ 法人土地基本調査(基幹統計調査)に「法人建物調査」(一般統計調査)を統合し、法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)として実施することについては、平成24年12月21日開催の統計委員会において審議された結果、「統計法第10条各号の各要件(基幹統計の作成目的に照らして必要かつ十分であること、統計技術的に合理的かつ妥当なものであること、他の基幹統計調査との間の重複が合理的な範囲を超えていないこと)のいずれにも適合しているため、変更を承認して差し支えない」との答申がなされ、平成25年2月27日付けで総務大臣より承認された。	実施済	-	

注)斜体部分は、平成23年度までの統計法施行状況報告において報告された内容